

しぶかわ商工会便り

Shibukawa Societies of Commerce and Industry

第30号

R5.7.1

発行所：しぶかわ商工会 渋川市吹屋376 TEL 0279(23)8845 FAX 0279(23)8841 発行者 松井 等

令和5年度通常総代会開催 全議案承認される

令和5年5月19日（金）渋川市子持公民館大ホールにて、渋川市長高木勉様を始めとする御来賓4名のご出席のもと、総代総数100名のうち本人出席29名、委任状出席26名計55名の過半数超で成立し開催されました。議案11件が提出され議長茂木悟氏（赤城）の議事進行の下、慎重審議を頂き全議案が原案どおり可決承認され、新年度事業がスタートしました。



松井会長

- 議案第1号 令和4年度事業報告承認について
- 議案第2号 令和4年度一般会計収入支出決算承認について
- 議案第3号 令和4年度財政調整基金特別会計収入支出決算及び令和4年度会館修繕基金特別会計収入支出決算承認について
- 議案第4号 令和4年度労働保険事務組合事業報告及び特別会計収入支出決算承認について
- 議案第5号 令和5年度事業計画（案）承認について

- 議案第6号 令和5年度一般会計収入支出予算（案）承認について
- 議案第7号 令和5年度労働保険事務組合事業計画及び特別会計収入支出予算（案）承認について
- 議案第8号 会費及び加入金賦課徴収規約の一部改正（案）承認について
- 議案第9号 手数料及び使用料規約の一部改正（案）承認について
- 議案第10号 令和5年度一時借入金限度額（案）承認について
- 議案第11号 役員補充選任承認について



議場

令和5年度事業計画

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の規制緩和と感染症類型の引き下げによる国内移動やインバウンドの増加が期待されると共に、大企業等の大幅な賃金引上げもあり景気回復が期待されます。一方で、世界での地政的不安定や気候変動等による資源価格の高騰での高止まり感の影響による物価高騰も予想され、国内景気としては低成長が予想されます。

地方の小規模事業者は、資源高騰の影響によるコスト高、人口減少の需要減や人手不足、後継者不足、働き方改革対応、賃金引上げなどが先行きを不透明にしています。

このような状況が見込まれる中、事業者の持続的発展に向けた経営計画策定支援や事業承継支援に注力し、今年度も小規模基本法及び小規模支援法に基づく「小規模事業者持続化補助金」、新たな5ヵ年の「経営発達支援計画」認定に伴う伴走型「小規模事業者支援事業補助金」等の活用による取組みを進め、関係機関との連携の下会員皆様の経営力向上、販売促進等に繋げていきます。

平成28年度から検討のイベント事業や職員体制の改革等は、改革推進委員会や理事会等で検討を重ねよりよい改革を進め事業の効率化と組織の一体性の実現及び管内商工業者へのきめ細かい経営支援と会員サービス向上に繋げる体制を構築していきます。また、組織強化による効率的かつ効果的な商工会運営に努めます。

経営改善普及事業	小規模事業者の経営支援のため、巡回指導の強化、各種講演会・講習会の開催、新型コロナウイルス感染症対策相談窓口の設置、制度融資の斡旋、記帳機械化事業の推進などを積極的に実施
経営発達支援計画事業	新5ヵ年経営発達支援計画の初年度を踏まえ、事業精査の上経営計画策定、販売促進のための物産展や商談会展等の支援を伴走的に推進
地域振興事業	しぶかわ商工会の一体性の実現を更に促進するため、各地域支部実施事業
部会活動事業	会員皆様の事業活動の充実・活性化のため、①商業部会②工業部会の部会活動
組織強化事業	組織力強化のため、組織強化委員会等中心に役職員一体で会員増強運動を実施
組織改革と財政基盤の確立	改革推進委員会等により、外部団体の受託業務等や商工会の職員配置等のあり方の検討を行い、会員サービスに徹した商工会づくりに改善と将来的な財政逼迫に対応できる自己財源率向上と財政の健全化に努めます

小規模事業者持続化補助金 第14次募集

公募締切：令和5年9月7日（木）

小規模事業者の持続的発展を支援するために販路開拓等の生産性向上や併せて行う業務の効率化に対する支援施策としての制度です。売上の伸び悩みの改善をお考えの方などは是非ご相談ください。

◆補助金 50万円～200万円（取組み内容により異なります。）

※消費税の免税事業者から適格請求書発行登録事業者に転換する場合、一律50万円上乘せ

◆補助率 3分の2（賃金引上げに取組む事業者のうち、赤字事業者は4分の3）

【活用事例】

【菓子製造業】オンラインショップをスマホ対応にも広げ、顧客ニーズの操作性を重要視し併せて商品開発を行うなどして直売所・販促販売などの告知でリピート率が向上し商品認知度も上がり売上増に結び付いた。

【菓子製造業】ホームページの多言語化（日本語・英語）制作と新商品パンフレットの作成によるPRと商品の個包装用に開発したオリジナルキャラクターパッケージのインパクトもあり、リピーターやネット販売の増加に結び付き売上増ができた。

【食品製造業】自社商品の分析により成分を見える化することで、差別化を図ると共に商品への信頼性に結び付き、新規取引先の開拓に繋がった。

※詳しくは、全国商工会連合会ホームページ（https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_rlh/）でご確認頂くか商工会（☎23-8845）経営指導員にお問合せ下さい。

青年部 総会開催

新型コロナウイルス感染症が、5類型に移行されインフルエンザと同等の扱いとなる5月8日（月）に令和5年度の通常総会が開催されました。令和4年度の事業や決算、令和5年度の計画・予算、役員改選の議案5件が上程され、全議案が原案どおり可決承認されました。役員改選の結果、山田裕樹（伊香保）部長から木暮慶和（子持）新部長に引き継がれました。

また、総会終了後の懇親会では、和やかな雰囲気の中で部員間の交流も深められました。本年度は、青年部全国大会が群馬県で開催され、情報発信の機会として捉えて頂ければと思います。

女性部 総会開催

5月30日（火）に令和5年度の通常総会が開催されました。令和4年度の事業や決算、令和5年度の計画・予算の議案4件が上程され、全議案が原案どおり可決承認されました。

本年度も、年度当初から八重ざくら祭りの六斎市や小野上温泉まつりのイベントに参加され、地域活性化事業の協力を敬意を表します。また、これからの研修など各事業活動を感染症に注意され実施してください。



青年部

青年部・女性部 小野上温泉まつりに参加

4月29日（土）小野上温泉センターにおいて「小野上温泉まつり」が、4年ぶりに開催されました。当日は、天候にも恵まれ歌謡ショー・山車お囃子・温泉太鼓・カラオケのど自慢などのイベントが催されると共に、屋台コーナーの一角を青年部がイカ焼き・かき氷などで、女性部が焼きまんじゅうで参加協力し、会場の賑わいに貢献されました。



女性部

福利厚生充実の中小企業退職金共済制度を！

中小企業退職金共済制度は、中小企業のための国の退職金制度です。運営は、独立行政法人勤労者退職金共済機構がし、安全・安心な共済制度です。

★加入対象者：中小企業の個人及び法人の従業員（ただし、特定業種（建設業・清酒製造業・林業）退職金制度には、企業として重複加入はできませんが、同一従業員は両加入できません。）

★掛金：月額5,000円から10,000円まで千円刻み、月額12,000円から30,000円まで2千円刻みで選択し全額会社負担（短時間労働者（週30時間未満）の方は、特例として2,000円・3,000円・4,000円で加入できます。）

★税務処理：掛金は、法人は損金、個人は必要経費の全額非課税で処理できます。

★掛金助成制度：国では新規加入事業主に1年間、渋川市では新たに従業員を加入した場合12ヵ月の助成があります。（定められた基準に基づいた額）

※詳しくは、中小企業退職金共済事業本部ホームページ（<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>）でご確認いただくか商工会（☎23-8845）にお問合せ下さい。

お知らせ

令和5年税制改正 消費税のインボイス制度

- I 小規模事業者の方で、免税事業者からインボイス制度の登録事業者になった場合、売上税額の20%を納付額とできる。(要件として2年前の売上が1,000万円以下)
適用期間 令和5年10月～12月から令和8年分の申告まで
※免税事業者の方で、令和4年12月までにインボイス制度の登録申請と併せて課税事業者選択届出書を提出された方は、令和5年1月から9月までの間も消費税の課税対象となり、上記20%の適用を受けることができません。ただし、令和5年12月31日までに課税事業者を取り消す「課税事業者選択不適用届出書」を提出することで、遡って課税事業者選択届出書を失効することができ、20%の適用を受けることができます。今一度ご確認ください。
- II 中小企業者の方、1万円未満の課税仕入れ(経費等)は、インボイス保存でなく、帳簿保存で課税仕入控除にできる。
対象者：2年前の課税売上が1億円以下または1年前の上半期(個人1月～6月)の課税売上が5千万円以下の方
適用期間：令和5年10月1日～令和11年9月30日
- III 全ての事業者、1万円未満の値引きや返品等は、返還インボイスの発行の必要なし。振込手数料を値引きする場合も必要がありません。適用期限は、ありません。
- IV 令和5年10月2日以降の登録の申請及び取り消し
①免税事業者の登録に関して、令和5年10月1日～令和11年9月30日までの日の属する課税期間中において、10月2日以降の「適格請求書発行事業者」登録申請は、登録希望日の15日以前に申請し、登録希望日から登録事業者となり併せて課税事業者となります。
②登録事業者を取り消す場合は、翌課税期間の初日の15日前までに取り消しの届出を提出する。
※詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)でご確認頂くか商工会(☎23-8845)にお問合せ下さい。

 渋川市展示会等出展支援補助金

渋川市では、製品の製造等を行っている市内の中小事業者が、販路開拓のために国内外の展示会等に出展する経費の一部を補助しています。

- ◆補助対象者 市内に本社または事業所が所在し、1年以上の事業実績を有する中小企業製造業者。
かつ、渋川市暴力団排除条例の規定に該当せず、市税を滞納していないこと。
 - ◆申込期限 令和5年4月1日から受付(予算額に達し次第終了)
 - ◆補助額 補助対象経費の2分の1 上限20万円(千円未満切り捨て)
 - ◆補助対象経費 主催者に直接支払う経費のうち以下のもの
①小間料及びブース賃借料 ②出展負担金 ③展示装飾費
 - ◆補助対象事業 国内外の展示会等に事業者自ら出展事業。
ただし、国・地方公共団体・公益法人等から補助金を受けている事業や広く一般に公開されないもの、販売を主目的とするもの、品評会等を主旨とした催事は対象外です。
- ※詳しくは、渋川市商工振興課産業立地推進室(☎22-2596)又は商工会(☎23-8845)にお問合せ下さい。

「IT化」悩み無料相談窓口 「IT経営サポートセンター」設置

独立行政法人中小企業基盤整備機構では、経営のIT化について悩みを持つ中小企業等をサポートするために、IT分野の相談に特化したオンライン無料相談窓口を設置しました。

「何にどう取り組んだらよいかわからない」「IT活用の必要性はわかってるんだけど…」など具体的にどうすればいいのかわからない方。また、「システムを導入したけど定着させるには…」「自社に持っているツールが何なのか？」など利活用に関し、課題がはっきりしている方のお悩みを実務経験豊富な専門家が、経営課題を整理・見える化しながら課題解決に向けた「ITツール」を提供しています。経営のIT化をお考えの方などは、この機会にご利用されてみてはどうですか。

相談の費用は、無料、オンライン対応、1回60分、事前予約制で対応しています。

※詳しくは、独立行政法人中小企業基盤整備機構(☎03-5470-1676)又はIT経営サポートセンターホームページ(<https://it-sodan.smrj.go.jp>)でご確認ください。右記のQRコードからも検索できます。



 商工会では新規会員を募集しています

地域の小規模事業者や中小企業者の持続的発展のための支援をしています。
資金繰り、経理税務、経営改善、補助金申請、販路開拓、事業承継、起業などお気軽にご相談ください。
お近くで未加入の事業所をご存知でしたらご紹介ください。

建設業における時間外労働上限規制の適用について

適用開始：令和6年4月1日（月）

働き方改革に伴い労働基準法が改正され、建設業においても時間外労働規制が、下記のとおり適用されることになります。就業規則の改正や時間外労働規制の適用により人材確保問題がより深刻化する可能性があります。すでに働き方改革に取り組まれている事業所もおありかと思えます。これからの方は、この機会にご検討されては如何ですか。

建設業に関する上限規制

	上 限
①時間外労働1ヶ月45時間を超える回数	年間6回まで
②時間外労働（休日労働を含まず）	年間720時間まで
③時間外労働・休日労働を合わせて	1ヶ月100時間未満・複数月平均80時間以内

災害の復旧・復興の事業については、③は適用されません。

※①中小企業における1ヶ月時間外労働が60時間を超えた場合の割増賃金が、令和5年4月1日から「25%」が「50%」に引上げられました。

②深夜労働については、月60時間を超えた時間を深夜（22：00～5：00）に労働させた場合の賃金割増率は、深夜割増率25%に加え時間外労働賃金割増率50%の合計75%になります。

③休日労働について、法定休日（日曜日）は月60時間の時間外労働の算定に含まれませんが、割増賃金率は35%になります。それ以外の休日労働は60時間の算定に含まれます。

ただし、月60時間を超えた分の有給休暇を付与することもできます。

※詳しくは、群馬労働局監督課（☎027-896-4735）又は前橋労働基準監督署（☎027-896-3019）にお問合せ下さい。

会議・セミナー等の行事予定等（令和5年6月20日現在）

令和5年7月3日（月）	商業部会役員会	7月6日（木）	源泉税申告指導会（赤城）
7月3日（月）	源泉税申告指導会（子持）	7月11日（火）	女性部三役会及び理事会
7月4日（火）	商工会正副会長会議	7月13日（木）	金融審査会
7月4日（火）	源泉税申告指導会（北橋）	7月24日（月）	インボイス制度対応セミナー
7月5日（水）	源泉税申告指導会（子持・伊香保）	7月26日（水）	理事会
7月5日（水）	工業部会役員会		

し
ぶ
か
わ

商
工
会



商工会ホームページQR

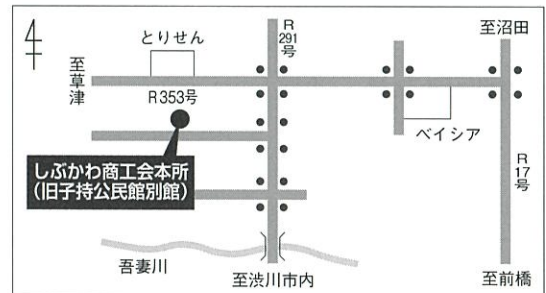
本所 〒377-0203 渋川市吹屋376 TEL 0279-23-8845 FAX 0279-23-8841
URL <http://shibu-s.org> e-mail shibukawa@shibu-s.org

子持支所 〒377-0203 渋川市吹屋376
TEL 0279-23-8845 FAX 0279-23-8841

北橋支所 〒377-0062 渋川市北橋町真壁2345-1
TEL 0279-52-3007 FAX 0279-52-4103

赤城支所 〒379-1104 渋川市赤城町敷島568-1
TEL 0279-56-3223 FAX 0279-56-3975

伊香保支所 〒377-0102 渋川市伊香保町伊香保136-9
TEL 0279-72-3588 FAX 0279-72-3590



万一のがんに備えて！ がんサポート共済

令和3年12月1日発売

掛金が安い、がん診断と入院費等の保障のⅠ型、治療に係る保障のⅡ型の2種類があります。

加入年齢 15歳～65歳未満

掛金 Ⅰ型 月1,500円/口 Ⅱ型 月2,000円/口（掛金は、年齢・性別を問わず一律）
（加入は、Ⅰ型・Ⅱ型それぞれ4口まで）

※詳しくは、ぐんま共済（☎027-254-2755）又は商工会本所（☎23-8845）、各支所にお問合せ下さい。

小規模企業共済加入で経営者等の将来への備えと節税に！

国の機関である中小企業基盤整備機構が運営する経営者のための退職金制度です。

★加入対象：小規模企業の個人経営者や共同経営者と小規模法人の役員の方
（小規模法人の役員の方は、個人契約になります。）

★共済支払事由：廃業及び解散・契約者死亡・役員退職・65歳以上で掛金を15年以上支払った方等

★掛金：月額1,000円から70,000円（途中での掛金増減が可能）

★税制特典：掛金は、所得税及び住民税の申告で掛金全額所得控除

詳しくは、商工会（☎23-8845）にお問合せ下さい。